

各 位

行田市都市整備部水道課長

一般競争入札に係る質問の回答について

令和7年9月29日執行予定の下記一般競争入札について、次のとおり質問がありましたので回答します。

記

- 1 工 事 名 向町浄水場自家発電施設等更新工事
2 工 事 場 所 行田市向町28番4号

質 問	回 答
1. 入札公告2入札参加者の資格(5)その他の施工実績で「水道施設の自家発電施設」とありますが、水道施設に下水道施設も含まれますか。 ご教示ください。	1. 水道施設に下水道施設は含まないものとします。
2. 特記仕様書 2工事 1 (3) 機器仕様 (シ)(ス) 入出力盤機能増設 (セ) プロセスコントローラ盤機能増設 (ソ) LCD 監視制御1 機能増設 既設盤や監視制御設備についての機能増設が含まれておりますが、既設製造業者についてご教示願います。	2. 株式会社明電舎です。
3. 実施設計図 M-7 不断水仕切弁配置図 2 系配水ポンプ室の配管更新をするにあたり、埋設配管に不断水仕切弁を設置する箇所がございますが、試掘調査を実施しているようであれば調査報告書を開示願います。	3. 試掘調査は実施しておりません。
4. 試掘調査をしていない場合、管種や既設管構成確認のための試掘調査を実施する際は設計変更の対象となるのでしょうか。	4. 施工にあたり、試掘調査が必要となる場合は、工事打ち合わせにより、協議・決定の上で設計変更の対象とします。

5. 2 系配水ポンプ室の配管更新にあたり、洗管作業をする際の排泥箇所をご教示願います。洗管作業にあたり、バルブ操作・ドレンホース等は行田市様にて操作・準備していただけたと考えております。 6. 2 系配水ポンプ室の配管更新をする際の配水停止可能時間（洗管作業を含む）をご教示願います。 7. 配置技術者の配置について 配置技術者の配置について国土交通省で定めた監理技術者制度運用マニュアルについて（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号総合政策局建設業課長から地方整備局建設部長あて）最終改正令和 6 年 3 月 26 日国不建第 290 号に記載されている「二十二監理技術者等の設置(4)監理技術者の途中交代」の通り、「工場から現地へ工事の現場が移行する場合、監理技術者等の途中交代が可能」専任についても「三監理技術者等の工事現場における専任(2)監理技術者等の専任期間」の通り「工場製作のみが行われている期間については監理技術者等の専任は要しません。」とありますが、上記認識でよろしいでしょうか。 8. 現場代理人の配置について 機器製作期間と現地施工期間にて現場代理人を分けて配置することは可能でしょうか。上記が可能な場合機器製作期間の現場代理人は専任では無くても良いという認識でよろしいでしょうか。	5. 排泥箇所は、契約締結後、受注者及び施設運転管理者等を含め協議により決定します。なお、洗管作業にあたり、バルブ操作は本市にて対応しますが、ドレンホース等の準備については協議とします。 6. 契約締結後、受注者及び施設運転管理者等を含め協議により決定しますが、現時点では、午後 1 時過ぎから午後 4 時頃、午前 1 時過ぎから午前 5 時過ぎを想定しております。 7. 監理技術者の途中交代ですが、国土交通省で定めた監理技術者制度運用マニュアルのとおりとしますが、交代前と同等以上の技術力の確保をするとともに、工事の継続性、品質確保等に支障がないことを必要とします。 管理技術者等の専任期間についても、マニュアルのとおりとしますが、期間については発注者と受注者との間で打ち合わせ記録等の書面により明確となっていることを必要とします。 8. 機器製作期間と現地施工期間にて現場代理人を分けて配置することは可能です。 機器製作期間において、「行田市現場代理人の常駐規定の緩和について」にあるとおり、発注者と連絡体制を確保した上で、工場製作のみが行われている期間については常駐を要しない期間とすることが可能です。
--	---

問い合わせ先

行田市役所都市整備部水道課

電 話 048-553-0131

F A X 048-553-0137